三浦市議会議員政治倫理審査会記録
（出口景介議員・第３回）

○日　　時　　令和８年10月16日　午後２時28分～午後２時33分
○場　　所　　第一会議室
○審査事項　　審査結果報告書について
○出席委員　　委 員 長　　長島満理子
　　副委員長　　石 﨑 遊 太
　　委　　員　　寺 田 一 樹、千 田 征 志、森谷久一郎、小 林 直 樹、草 間 道 治
○出席議会事務局職員　　石川博英議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
　　高田美緒議事グループリーダー

○委員長　　ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、審査結果報告書についての協議を行います。

政治倫理条例第９条第４項により議長に審査結果の報告をしますので、この報告内容を決定いたします。

お手元の報告書案について、まず事務局から説明をさせます。

○議会総務課長　　説明いたします。前回の審査会で一連の審査が終了しましたので、これまでの審査結果をまとめた報告書を議長宛てにご提出いただくことになります。お手元の審査結果報告書の案をご覧ください。

令和８年６月18日に本審査会に付託された件について、政治倫理条例第９条第４項の規定により報告するものとなっております。

まず、１．審査対象議員は、出口景介議員でございます。

次に、２の付託事案でございますが、「公務として参加した都市民生常任委員会の視察に関し、報告書の提出期限を遵守せず、その結果、委員会の視察結果の取りまとめが遅延し、市民への情報公開が遅れる等の問題を生じさせたことについて」としてございます。

次に、３．審査結果につきましては、前回ご決定いただいたとおり「三浦市議会議員政治倫理条例第４条第１号に違反する行為があったと認める」としてございます。理由は「当該事案が存在したため」でございます。

次に、４．審査の経過としまして、本日を含みます審査会３回の開催日、また、「審査の概要は別紙のとおり」としてございます。

また、５．必要と認める措置でございますが、「特段の措置は必要としない」。理由としましては、「本件は過去において、謝罪等、一定の措置をしているものであるため」でございます。

２ページ目以降は、別紙といたしまして開催ごとの概要をまとめたものとなっております。内

容につきましては、あらかじめご覧いただいておりますので、この場での読み上げは割愛させていただきます。

報告書案の内容については、以上でございます。

○委員長　　ただいま説明がありましたが、質疑、意見等があればお願いします。（「なし」の声あり）

なければ、お手元の案のとおり審査結果報告書を議長に提出することで、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）　では、この報告書をもって、後ほど私から議長に報告いたします。

最後に、本日以降の流れについて事務局から説明をさせます。

○議会総務課長　　それでは、ご説明申し上げます。

まず、審査結果の報告についてでございます。本日、審査会を閉じた後になりますが、長島委員長から神田議長に、ただいまご確認いただいた報告書により審査結果の報告を行っていただきます。

また、政治倫理条例施行規程第９条では「議長は、審査会から報告を受けたときは、当該報告書の写しを調査請求を行った者及び当該議員に送付するもの」とされておりますので、引き続き議長から出口議員に報告書の写しをお渡しいただきます。なお、調査請求者への送付は、郵送により行うことといたします。

次に、審査会についてでございます。政治倫理条例第８条第４項では「審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする」と規定されておりますので、議長への報告を終えた時点で委員の任期が終了し、当審査会はなくなります。

次に、審査結果の公表についてでございます。条例第９条第５項では「議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない」、また、条例施行規程の第10条第１項では「審査結果の概要の公表は、三浦市議会だよりへの掲載により行う」と定められておりますので、今後、議会だよりに審査結果に関する記事を掲載いたします。

なお、議会だよりについては、現在作成中の11月１日発行号への掲載は間に合いませんため、次の号に審査結果報告の記事を掲載いたします。

そのほか、三浦市議会のウェブサイトに政治倫理審査会のページがございますので、こちらにも審査結果報告書を掲載する予定でございます。

最後に、議会に対する報告でございますが、過去の例に倣いまして、議長から各派代表者会議への報告と、本会議で配付する議長報告への掲載により行いますので、ご承知おきいただければと思います。

本日以降の流れは、以上でございます。

○委員長　　ただいま説明がありましたが、質疑、ご意見などございますか。（「なし」の声あり）

では、ただいまのとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

当審査会の審査は、以上で全て終了いたしました。事務局からの説明にもありましたが、審査会の委員の任期は議長への審査結果の報告を終了したときまでとなっておりますので、本日、当審査会は解散となります。委員の皆さんには、運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして当審査会を閉じさせていただきます。ご苦労さまでございました。
